

財 関 第 1 2 1 4 号
令和 6 年 12 月 9 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和6年12月12日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和4年6月29日財関第499号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 2027年国際園芸博覧会のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和6年11月15日財関1091号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。